

平成 31 年度（2019 年度） 臨時職員・嘱託員の登録制度のお知らせ

高萩市では、臨時職員等を随時募集しています。勤務を希望する場合は、あらかじめ登録が必要です。働きたい期間や職種等を登録していただき、条件の合う方の中から選考して採用する制度です。

●登録申請受付期間

平成 31 年度(2019 年 4 月 1 日～)の登録は、2019 年 2 月 5 日（火）から随時受け付けています。（ただし、土・日曜日、祝日等は除く。）

●登録可能期間

2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日の間で、登録申請する方の希望する期間

●平成 31 年度（2019 年度）の登録申請方法

登録申請に必要な書類を 高萩市役所 総務課人材育成グループ へ持参してください。
受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時

●登録申請に必要な書類

- 1 登録申請書（様式第 1 号）
・高萩市役所総合案内受付又は総務課人材育成グループにあります。
高萩市のホームページからダウンロードもできます。
(<http://www.city.takahagi.ibaraki.jp/page/page000720.html>)
- 2 履歴書（市販の様式・要写真添付）※コピー不可
- 3 資格を証明する書類の写し（資格を要する職種の場合のみ）
- 4 障がいのある方は障害者手帳等の写し（備考欄に等級を記入してください）

●選考審査及び採用

担当課で必要とする業務に応じ、登録者の中から面接審査又は書類審査等により選考します。 **※ すべての登録者が必ず任用されるものではありませんのでご了承ください。**

●登録を受け付けている職種

「(別紙) 職種区分一覧」をご覧ください。
※ 勤務条件に一部制約がある場合があります（短時間勤務、短期間の勤務等）。

お問合せ及び申請書提出先

高萩市役所 総務課人材育成グループ ☎0293-23-2119
〒318-8511 高萩市本町 1-100-1 （市役所本庁舎 3 階）

◆登録する前に、必ずお読みください◆

1 希望職種の選択について

「(別紙)職種区分一覧」から希望職種を選択し、登録申請書に記入してください。
また、臨時的に公募する職種又は新たに発生した職種については、随時広報等でお知らせします。

【一般事務補助の臨時職員の勤務条件例】

任用期間：6か月以内（必要に応じて6か月以内で更新の可能性あり）

勤務時間：午前8時30分～午後5時15分

勤務日：月曜日～金曜日の週5日

時給：850円

通勤手当：通勤距離に応じて支給

健康保険等：勤務条件等により健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入

※職種や業務内容によって勤務時間や勤務日は異なります。

2 登録の取消し

他の事業所に就職した場合等、登録期間内の登録を取り消す場合は、「登録抹消申請書(様式第4号)」を高萩市役所 総務課人材育成グループに提出してください。

3 登録の期間

登録期間は、最長1年間(年度内：4月1日～翌年3月31日迄の期間)とします。

4 任用について

任用が決定した場合は、登録者に対し、「臨時職員(嘱託員)任用通知書」を交付して任用します。

5 任用期間

臨時職員の任用期間は原則として6か月以内です。なお、必要に応じて登録期間内に6か月以内で更新される場合があります。

6 登録申請書、登録変更申請書、登録抹消申請書の入手方法

- (1) 高萩市役所受付又は総務課人材育成グループ
- (2) 高萩市のホームページ (<http://www.city.takahagi.ibaraki.jp/>) からダウンロード

7 その他

- (1) 住所変更、氏の変更、登録された内容に変更が生じた場合は、速やかに「登録変更申請書(様式第3号)」を提出してください。